

流山木地区 まちづくりだより

お知らせ

令和5年9月29日に換地処分公告され、翌日の9月30日より、新町名・地番に変わります。

当地区内にお住いの皆様へ

住所変更に伴う手続きは、権利者の皆様ご自身で行っていただくものもあります。詳しくは流山市から発送されております「住所変更手続きの手引き」をご覧ください。

あいさつ

初秋の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。この度、令和5年9月29日に「流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業」が換地処分の公告を迎える運びとなりました。

平成11年3月の事業認可から24年の歳月を経て無事竣工を向かえることができましたのも、地権者の皆様をはじめ、審議会委員、評価員、学識経験者のご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

現在、地区中心部には、家電量販店やホームセンターなどの大型店舗が立地され周辺には戸建て住宅やマンションが多く立ち並び、賑わいを見せております。

この先も将来にわたってこの地域の人々に愛され続け、ますます発展することを心よりお祈り申し上げます。

流山区画整理事務所長

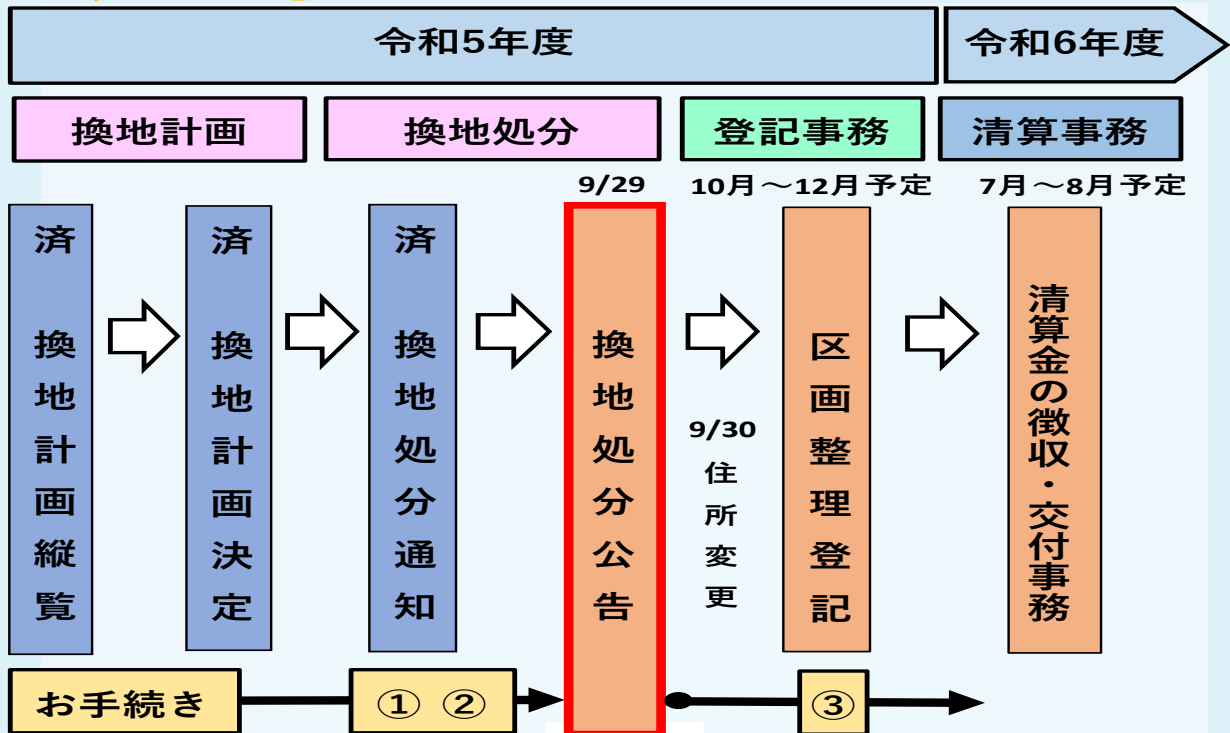


【区画整理施行前の航空写真】



【区画整理後の街並み】

区画整理の今後の流れと手続きについてのお知らせ



① 権利変動について

換地処分の公告前までに土地の売買等により権利に変動があった場合は、千葉県流山区画整理事務所までご連絡ください。

また、住所変更が生じた場合も千葉県流山区画整理事務所までご連絡ください。

② 各種証明書の発行及び土地区画整理法第76条申請について

仮換地証明書、保留地証明書及び土地区画整理法第76条に基づく許可申請について換地処分の公告の日の翌日から発行不可及び申請不要となります。

③ 清算金の債務引受・債権譲渡の取り扱いについて

換地処分の公告の日における土地所有者以外の方が清算金を納付し、または受け取る場合は、清算金の債務引受・債権譲渡の手続きが必要です。

清算金の債務引受・債権譲渡の手続きは換地処分後に受付を行います。

お問い合わせ先

ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。

個別の土地に関する第三者からの問い合わせについては、権利者からの委任状の提示をお願いしています。

千葉県流山区画整理事務所 〒270-0163 流山市南流山一丁目13番地

(換地等に関すること) 木地区換地課 ☎04-7150-4501

(補償等に関すること) 管理移転課(木地区担当) ☎04-7150-4507

(工事等に関すること) 木地区工務課 ☎04-7150-4503

E-mail nagareku02@pref.chiba.lg.jp

HP <http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>